

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤井寺市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいること宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府藤井寺市長

公表日

令和6年9月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	生活保護に関する事務	
②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収に関する事務 【特定個人情報ファイルを利用して実施する具体的な手続き】 ・生活保護の相談があった場合に相談内容を生活保護システム(以下「システム」)に登録・管理する。 ・生活保護の申請があった場合、その内容をシステムに登録・管理する。 ・生活保護申請者については、システムより照会文書を作成し、金融機関・地方公共団体・国の機関に対し当該申請者の資産・収入状況等について照会を行う。 ・上記照会に対する各種機関からの回答をシステムに登録・管理する。 ・上記照会や訪問調査記録をもとに生活保護の要否を決定する。 ・生活保護開始以降は、システムにて生活保護受給世帯の現状を管理し、受給者からの申請、訪問調査等による事実の確認及び各種調査により生活保護受給世帯の扶助の決定・変更・停止・廃止を行う。 ・安定就労を得たことにより生活保護廃止となった世帯に対し、生活保護システムで算定した就労自立給付金の支給を行う。 ・大学等への進学及び高校生等であって安定した職業に就くことが見込まれることになった子に対し、生活保護システムで算定した進学・就職準備給付金の支給を行う。 ・保護費の返還又は徴収の事由が生じた場合は、システムにその概要を登録し、返還又は徴収事務を行う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認を行う。※1 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理を行う。※1 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別附号の取得等を行う。※1 ・医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携を行う。 ※1については社会保険診療報酬支払基金に委託する事務である。	
③システムの名称	1 生活保護システム 2 団体内統合宛名システム 3 宛名管理システム 4 個人住民税システム 5 介護保険システム 6 生活保護等版レセプト管理システム 7 中間サーバー 8 統合専用端末 9 医療保険者等向け中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
生活保護受給者情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) ・第9条第1項 ・別表23の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第15条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	

②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条 (第2条の表における情報提供の根拠) 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 (第2条の表における情報照会の根拠) 42の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (情報提供の根拠) ・第15条、第16条、第20条、第22条、第30条、第39条、第42条、第44条、第50条、第51条、第55条、第61条、第65条、第71条、第76条、第77条、第78条、第88条、第89条、第91条、第98条、第110条、第127条、第134条、第143条、第146条、第153条、第157条、第160条、第163条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条 (情報照会の根拠) 第44条
----------------	--

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部生活支援課
②所属長の役職名	生活支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 健康福祉部 生活支援課 072-939-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 健康福祉部 生活支援課 072-939-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部生活支援課	福祉部生活支援課	事後	
平成28年6月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①所属長	澤田 憲章	高木 康晴	事後	
平成28年6月30日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	藤井寺市 健康福祉部 生活支援課	藤井寺市 福祉部 生活支援課	事後	
平成28年6月30日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	藤井寺市 健康福祉部 生活支援課	藤井寺市 福祉部 生活支援課	事後	
平成28年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年6月30日	IIしきい値判断項目 2.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年1月11日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 26の項	1 番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 26の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) ・第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・第19条	事後	
平成29年5月15日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①所属長	高木 康晴	澤田 憲章	事後	
平成29年5月15日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年5月15日	IIしきい値判断項目 2.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年6月6日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 26の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) ・第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・第19条	1 番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 (別表第二における情報照会の根拠) 26の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) ・第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・第19条	事後	
平成30年6月6日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①所属長	澤田 憲章	坂本 美保子	事後	
平成30年6月6日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月6日	IIしきい値判断項目 2.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月14日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務 の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収に関する事務 【特定個人情報ファイルを利用して実施する具体的な手続き】 ・生活保護の相談があった場合に相談内容を生活保護システム(以下「システム」)に登録・管理する。 ・生活保護の申請があった場合、その内容をシステムに登録・管理する。 ・生活保護申請者については、システムより照会文書を作成し、金融機関・地方公共団体・国の機関に対し当該申請者の資産・収入状況等について照会を行う。 ・上記照会に対する各種機関からの回答をシステムに登録・管理する。 ・上記照会や訪問調査記録をもとに生活保護の可否を決定する。 ・生活保護開始以降は、システムにて生活保護受給世帯の現状を管理し、受給者からの申請、訪問調査等による事実の確認及び各種調査により生活保護受給世帯の扶助の決定・変更・停止・廃止を行う。 ・安定就労を得たことにより生活保護廃止となった世帯に対し、生活保護システムで算定した就労自立給付金の支給を行う。 ・保護費の返還又は徴収の事由が生じた場合は、システムにその概要を登録し、返還又は徴収事務を行う。	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収に関する事務 【特定個人情報ファイルを利用して実施する具体的な手続き】 ・生活保護の相談があった場合に相談内容を生活保護システム(以下「システム」)に登録・管理する。 ・生活保護の申請があった場合、その内容をシステムに登録・管理する。 ・生活保護申請者については、システムより照会文書を作成し、金融機関・地方公共団体・国の機関に対し当該申請者の資産・収入状況等について照会を行う。 ・上記照会に対する各種機関からの回答をシステムに登録・管理する。 ・上記照会や訪問調査記録をもとに生活保護の可否を決定する。 ・生活保護開始以降は、システムにて生活保護受給世帯の現状を管理し、受給者からの申請、訪問調査等による事実の確認及び各種調査により生活保護受給世帯の扶助の決定・変更・停止・廃止を行う。 ・安定就労を得たことにより生活保護廃止となった世帯に対し、生活保護システムで算定した就労自立給付金の支給を行う。 ・大学等への進学をすることになった子に対し、生活保護システムで算定した進学準備給付金の支給を行う。 ・保護費の返還又は徴収の事由が生じた場合は、システムにその概要を登録し、返還又は徴	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ①所属長 の役職名	坂本 美保子	生活支援課長	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	Ⅳリスク対策	《新設》	1.基礎項目評価書 2.十分である 3.十分である・十分である 4.十分である 5.提供・移転しない 6.十分である・十分である 7.十分である 8.自己点検・内部監査 9.十分である	事後	
令和2年5月18日	Ⅰ 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ①部署	福祉部生活支援課	健康福祉部生活支援課	事後	
令和2年5月18日	Ⅰ 関連情報 7.特定個人情報の 開示・訂正・利用停止請求	藤井寺市福祉部生活支援課	藤井寺市健康福祉部生活支援課	事後	
令和2年5月18日	Ⅰ 関連情報 8.特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ	藤井寺市福祉部生活支援課	藤井寺市健康福祉部生活支援課	事後	
令和2年5月18日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日	事後	
令和2年5月18日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日	事後	
令和3年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱人数	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年6月16日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年6月16日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱人数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年6月16日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、 37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、 94、104、106、108、116、119の項	1 番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、 37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、 94、104、106、108、116、120の項	事後	
令和5年9月7日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保 護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは 進学準備給付金の支給、保護に要する費用の 返還又は徴収に関する事務 【特定個人情報ファイルを利用して実施する具 体的な手続き】 ・生活保護の相談があった場合に相談内容を 生活保護システム(以下「システム」)に登録・管 理する。 ・生活保護の申請があった場合、その内容をシ ステムに登録・管理する。 ・生活保護申請者については、システムより照 会文書を作成し、金融機関・地方公共団体・国 の機関に対し当該申請者の資産・収入状況等 について照会を行う。 ・上記照会に対する各種機関からの回答をシ ステムに登録・管理する。 ・上記照会や訪問調査記録をもとに生活保護の 要否を決定する。 ・生活保護開始以降は、システムにて生活保護 受給世帯の現状を管理し、受給者からの申請、 訪問調査等による事実の確認及び各種調査に より生活保護受給世帯の扶助の決定・変更・停 止・廃止を行う。 ・安定就労を得たことにより生活保護廃止とな った世帯に対し、生活保護システムで算定した就 労自立給付金の支給を行う。 ・大学等への進学をすることになった子に対し、 生活保護システムで算定した進学準備給付金 の支給を行う。 ・保護費の返還又は徴収の事由が生じた場合 は、システムにその概要を登録し、返還又は徴 収事務を行う。	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保 護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは 進学準備給付金の支給、保護に要する費用の 返還又は徴収に関する事務 【特定個人情報ファイルを利用して実施する具 体的な手続き】 ・生活保護の相談があった場合に相談内容を 生活保護システム(以下「システム」)に登録・管 理する。 ・生活保護の申請があった場合、その内容をシ ステムに登録・管理する。 ・生活保護申請者については、システムより照 会文書を作成し、金融機関・地方公共団体・国 の機関に対し当該申請者の資産・収入状況等 について照会を行う。 ・上記照会に対する各種機関からの回答をシ ステムに登録・管理する。 ・上記照会や訪問調査記録をもとに生活保護の 要否を決定する。 ・生活保護開始以降は、システムにて生活保護 受給世帯の現状を管理し、受給者からの申請、 訪問調査等による事実の確認及び各種調査に より生活保護受給世帯の扶助の決定・変更・停 止・廃止を行う。 ・安定就労を得たことにより生活保護廃止とな った世帯に対し、生活保護システムで算定した就 労自立給付金の支給を行う。 ・大学等への進学をすることになった子に対し、 生活保護システムで算定した進学準備給付金 の支給を行う。 ・保護費の返還又は徴収の事由が生じた場合 は、システムにその概要を登録し、返還又は徴 収事務を行う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等における 本人確認を行う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等における 資格履歴の管理を行う。 ※1	事前	
令和5年9月7日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称	1 生活保護システム 2 団体内統合宛名システム 3 宛名管理システム 4 個人住民税システム 5 介護保険システム 6 生活保護等版レセプト管理システム 7 中間サーバー	1 生活保護システム 2 団体内統合宛名システム 3 宛名管理システム 4 個人住民税システム 5 介護保険システム 6 生活保護等版レセプト管理システム 7 中間サーバー 8 統合専用端末 9 医療保険者等向け中間サーバー	事前	
令和5年9月7日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年4月1日	令和5年9月1日	事後	
令和5年9月7日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱人数	令和4年4月1日	令和5年9月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月13日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称	・生活保護の相談があった場合に相談内容を生活保護システム(以下「システム」)に登録・管理する。 ・生活保護の申請があった場合、その内容をシステムに登録・管理する。 ・生活保護申請者については、システムより照会文書を作成し、金融機関・地方公共団体・国の機関に対し当該申請者の資産・収入状況等について照会を行う。 ・上記照会に対する各種機関からの回答をシステムに登録・管理する。 ・上記照会や訪問調査記録をもとに生活保護の要否を決定する。 ・生活保護開始以降は、システムにて生活保護受給世帯の現状を管理し、受給者からの申請、訪問調査等による事実の確認及び各種調査により生活保護受給世帯の扶助の決定・変更・停止・廃止を行う。 ・安定就労を得たことにより生活保護廃止となった世帯に対し、生活保護システムで算定した就労自立給付金の支給を行う。 ・大学等への進学をすることになった子に対し、生活保護システムで算定した進学準備給付金の支給を行う。 ・保護費の返還又は徴収の事由が生じた場合は、システムにその概要を登録し、返還又は徴収事務を行う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認を行う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理を行う。※1 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別附号の取得等を行う。※1 ※1については社会保険診療報酬支払基金に委託する事務である。	・生活保護の相談があった場合に相談内容を生活保護システム(以下「システム」)に登録・管理する。 ・生活保護の申請があった場合、その内容をシステムに登録・管理する。 ・生活保護申請者については、システムより照会文書を作成し、金融機関・地方公共団体・国の機関に対し当該申請者の資産・収入状況等について照会を行う。 ・上記照会に対する各種機関からの回答をシステムに登録・管理する。 ・上記照会や訪問調査記録をもとに生活保護の要否を決定する。 ・生活保護開始以降は、システムにて生活保護受給世帯の現状を管理し、受給者からの申請、訪問調査等による事実の確認及び各種調査により生活保護受給世帯の扶助の決定・変更・停止・廃止を行う。 ・安定就労を得たことにより生活保護廃止となった世帯に対し、生活保護システムで算定した就労自立給付金の支給を行う。 ・大学等への進学をすることになった子に対し、生活保護システムで算定した進学準備給付金の支給を行う。 ・保護費の返還又は徴収の事由が生じた場合は、システムにその概要を登録し、返還又は徴収事務を行う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認を行う。※1 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理を行う。※1 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別附号の取得等を行う。※1 ・医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携を行う。 ※1については社会保険診療報酬支払基金に委託する事務である。	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収に関する事務	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収に関する事務	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要	・生活保護の相談があった場合に相談内容を生活保護システム(以下「システム」)に登録・管理する。 ・生活保護の申請があった場合、その内容をシステムに登録・管理する。 ・生活保護申請者については、システムより照会文書を作成し、金融機関・地方公共団体・国の機関に対し当該申請者の資産・収入状況等について照会を行う。 ・上記照会に対する各種機関からの回答をシステムに登録・管理する。 ・上記照会や訪問調査記録をもとに生活保護の要否を決定する。 ・生活保護開始以降は、システムにて生活保護受給世帯の現状を管理し、受給者からの申請、訪問調査等による事実の確認及び各種調査により生活保護受給世帯の扶助の決定・変更・停止・廃止を行う。 ・安定就労を得たことにより生活保護廃止となった世帯に対し、生活保護システムで算定した就労自立給付金の支給を行う。 ・大学等への進学をすることになった子に対し、生活保護システムで算定した進学準備給付金の支給を行う。 ・保護費の返還又は徴収の事由が生じた場合は、システムにその概要を登録し、返還又は徴収事務を行う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認を行う。※1 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理を行う。※1 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別附号の取得等を行う。※1 ・医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携を行う。 ※1については社会保険診療報酬支払基金に委託する事務である。	・生活保護の相談があった場合に相談内容を生活保護システム(以下「システム」)に登録・管理する。 ・生活保護の申請があった場合、その内容をシステムに登録・管理する。 ・生活保護申請者については、システムより照会文書を作成し、金融機関・地方公共団体・国の機関に対し当該申請者の資産・収入状況等について照会を行う。 ・上記照会に対する各種機関からの回答をシステムに登録・管理する。 ・上記照会や訪問調査記録をもとに生活保護の要否を決定する。 ・生活保護開始以降は、システムにて生活保護受給世帯の現状を管理し、受給者からの申請、訪問調査等による事実の確認及び各種調査により生活保護受給世帯の扶助の決定・変更・停止・廃止を行う。 ・安定就労を得たことにより生活保護廃止となった世帯に対し、生活保護システムで算定した就労自立給付金の支給を行う。 ・大学等への進学及び高校生等であって安定した職業に就くことが見込まれることになった子に対し、生活保護システムで算定した進学・就職準備給付金の支給を行う。 ・保護費の返還又は徴収の事由が生じた場合は、システムにその概要を登録し、返還又は徴収事務を行う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認を行う。※1 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理を行う。※1 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別附号の取得等を行う。※1 ・医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携を行う。 ※1については社会保険診療報酬支払基金に委託する事務である。	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上 の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表第一の15の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第15条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) ・第9条第1項 ・別表23の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第15条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	1 番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 26の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) ・第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・第19条	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条 (第2条の表における情報提供の根拠) 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 (第2条の表における情報照会の根拠) 42の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (情報提供の根拠) ・第15条、第16条、第20条、第22条、第30条、第39条、第42条、第44条、第50条、第51条、第55条、第61条、第65条、第71条、第76条、第77条、第78条、第88条、第89条、第91条、第98条、第110条、第127条、第134条、第143条、第146条、第153条、第157条、第160条、第163条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条 (情報照会の根拠) 第44条	事後	
令和6年9月9日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年9月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年9月9日	IIしきい値判断項目 2.取扱人数	令和5年9月1日	令和6年4月1日	事後	